

別紙様式（第7条関係）

会議録

- 1 会議の名称 令和2年度 第1回 富士川町都市計画審議会
- 2 会議日時 令和3年2月24日（水） 午後2時00分から  
午後3時40分まで
- 3 開催場所 富士川町役場 本庁舎 1階会議室
- 4 出席者数
  - （1）都市計画審議会委員 8名（欠席1名）
  - （2）執行機関（都市整備課）5名
  - （3）執行機関（上下水道課）1名
  - （4）その他 傍聴者 1名
- 5 議題
  - （1）富士川都市計画下水道の耐震化計画と進捗状況について（資料1）
  - （2）富士川町景観審議会の報告について（資料2-1、2-2）
  - （3）山梨県都市計画マスタープランについて（資料3）
  - （4）その他（資料4-1（回収）、4-2、4-3）
- 6 会議資料の名称 議題に同じ

## 7 発言の内容

### (1) 開 会

### (2) 委嘱状交付

### (3) 町長あいさつ

### (4) 会長の選任及び職務代理の指名

会長に井上和司氏を選任、職務代理に中澤良夫氏を指名

### (5) 議 事

議長（会長）	では、議事に入りたいと思います。本日は、審査する案件がないと伺っております。それでは、①「富士川都市計画下水道の耐震化計画と進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	内容説明【富士川都市計画下水道の耐震化計画と進捗状況について】
議長（会長）	ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、何かご意見ございますか。
委員	今、ご説明いただいたのは平成26年3月に一部変更がございました耐震対策計画に基づく説明をしていただいたと認識しております。平成29年3月には町の強靱化計画が作られ、下水道の分野だけでなく国の国土強靱化基本法を受けまして、地方自治体において計画を立てた経緯があります。様々な分野のあらゆるリスクを洗い出して、それに対する目標を定めていると認識しております。 強靱化計画では、下水道管路とマンホールの接続管の可とう化に関して設定目標を定めております。 令和2年度の段階で終わるという認識でいるのか、令和3年度末の81%の目標達成ができるのかできないのかをお聞きしたいと思います。 基本計画の中で維持管理について策定することになりますが、これについても分かれば教えていただきたいと思います。
事務局	国土強靱化地域計画において、平成29年度における進捗状況を踏まえて、令和3年度末の81%となっているかと思います。耐震対策が必要な管につきましては、緊急な部分が残っていますので、令和3年度末の81%に届きませんが、当時の総合地震対策の緊急対策分についての数値だと思います。 次に維持管理の長寿命化の件ですが、下水道担当におきましては、ストックマネジメント（長寿的な視点をもって評価、優先順位をつけ計画的な調査点検、修繕改築のコス

トを抑える)の計画を立てております。点検調査計画の策定、長期的な改築事業のシナリオ設定やリスク評価を行います。来年度からは、その策定計画に基づきまして、修繕改築計画を行っていく予定であります。

委員 耐震対策とあわせて、浸水対策が注目されています。皆さまもご承知のとおり、ハザードマップが各家庭にお配りいただいていることと思います。

旧52号の東側につきましては、3m以上の浸水区域が示されており、富士川流域から浸水してしまいます。耐震対策だけでなく、しっかりと浸水対策をしていただきたいと思ひます。雨水管の状況もわかれば、教えていただきたいと思ひます。

事務局 対策は、下水道管施設の耐震対策と雨水の浸水対策の両方ということでしょうか。

委員 仮に管が違っていても、両方含めた総合的な話となりますので、ぜひ対策をお願いします。

議長(会長) 下水道の耐震計画だけでなく、浸水対策まで話をさせていただきました。ありがとうございました。他の委員さんで何かご意見ありませんか。

議長(会長) ないようでしたら、次の議事に入りたいと思ひます。②「富士川町景観審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 内容説明【富士川町景観審議会の報告について】

議長(会長) ご苦労様でした。景観審議会の報告についてということで、2件はいずれもリニアの工事に関連する案件でございます。1つは既存鉄塔の移設、1つはバッチャープラントの建設です。これについて、何かご意見ご質問ございませんか。

委員 景観形成の基準を定めて、その基準の高さを超えたということでの審議だったと思ひます。今後、様々な案件が出てくると思ひます。景観審議会の中だけで処理していいのか慎重に考える必要があるのではないかとと思ひます。

事務局 ありがとうございました。意見ということで、事務局で活かしていただきたいと思ひます。他の委員の方、どなたかご意見ご質問ございませんか。

委員 バッチャープラントは、工事が終われば撤去ということだが、設置期間は、何年ぐらいですか。

事務局 予定では、4、5年と聞いております。工事が延びれば、その分延びることになりま

す。

委員 建築物の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにするといつておりますが、申請のバッチャープラントは17mで4mほど高くなっています。4m高くなるが、やむを得ないという判断でしょうか。

事務局 設計上、基準よりも高くなりますが、致し方ないということになります。

事務局 バッチャープラントにつきまして、高さが規定よりも4mほど高いという届け出がございました。この届け出を受けまして、基準よりオーバーしている形の中で景観審議会の案件となったものでございます。審議会におきまして、この建物の必要性、大きさ等の質疑を受けて、審議会の中でやむを得ないという決定をさせていただいたということでございます。

委員 現地は、ダイヤモンド富士の近くにありますが、見え方に影響がないので、適正であると思います。高さについては、書類に一筆残しておく必要があると思います。今後、同じようなことがあるかもしれないので、検討をしていただきたいと思います。

議長（会長） 意見ということでいいでしょうか。他に何かございますか。

委員 今回の関連ですが、13mに対して17mあり、審議会をやむを得ないということですが、19m、20mでもいいのでしょうか。それもやむを得ないということになりかねないのでしょうか。基準は基準だと思っておりますが、そのあたりはどうなりますか。

事務局 バッチャープラントは本来、仮設ということなので審議会にかけるとは思いますが、設置の期間が長いということで案件とさせていただきました。最終的には撤去してなくなるということです。

高さ17mについても、JRとの協議で少しでも抑えられないかと相談した中で設計上、17m必要ということで許容したというような流れになっております。

委員 4、5年後に撤去してなくなるからいいということではないと思います。

委員 仮設だからいいというわけではなく、いかがなものでしょうか。

委員 仕事の関係で景観づくり推進室にいましたので、基本的な事務の取り扱いについて、説明させていただきます。

景観法に基づく景観条例については、各市町村で制定して行うのが基本となっております。今回の案件は区域内行為ですので、届け出により町が申請のあった工作物につい

て、審査することができる制度です。

今回の案件では、景観に影響があるのが鉄塔の高さ、工作物の大きさ、色彩になります。

案件のバッチャープラントでは、13mという目安を超えたことに対して、大きさの問題、それに伴う色彩を判断するのが要因だったと思います。仮設ということも判断の1つとなります。バッチャープラントが撤去されなかった場合、景観がどうなるのかということも審議会においての要因となります。

もう1つの案件では、鉄塔の高さが30mを超えて、70m以上と倍以上になっていることで、景観に対してどうなるのかを判断することになります。

景観というのは、その地域に適合しているのかを判断するのが大変難しい審査となります。景観の審査を行う審議会では、委員の皆さまからご意見をいただいて、届け出について判断することになります。

今後、委員の皆さまの貴重なご意見を参考にしながら、富士川町景観計画に活かしていただきたいと思います。

議長（会長） 他に何かございますか。

議長（会長） ありがとうございます。なければ、次の③「山梨県都市計画マスタープランについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局 内容説明【山梨県都市計画マスタープランについて】

議長（会長） なかなか難しい案件ですが、委員の皆さまの質問ご意見ございますか。

委員 山梨県の都市計画マスタープランは、令和2年10月に改定となっています。区域マスタープランについて、現在の手続き状況が分かれば教えてもらいたいと思います。

もう一つ、市町村マスタープランの改定が必要となりますので、計画をしてほしいと思います。

事務局 1つ目の都市計画区域マスタープランでございますが、県の担当に確認したところ令和3年4月頃に縦覧を予定していると伺っております。

2つ目ですが、都市計画区域マスタープランが策定されれば、市町村マスタープランを改定しなくてはならないので、策定が出来次第、計画を立てて進めていきたいと思っております。

委員 市町村マスタープランの改定が急務となりますので、早く着手していただきたいと思っております。

県では、出張講座を打ち出しております。自然災害と防災などの様々な講座を行って

います。ぜひ審議会も含め、出張講座を活用して意識を高めていただけたらと思います。

議長（会長） 次に、④「その他」、事務局から何かございますか。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。  
内容説明【新庁舎開発の案件について、リニア中央新幹線の状況について、  
中部横断自動車道の開通について】

議長（会長） 3つの案件について、何か質問ご意見ございますか。  
ないようですので、委員の皆さまから何かございますか。

委員 私も携わった関係で、山梨県都市計画マスタープランの補足情報があるので、情報提供させていただきたいと思います。  
内容説明【補足参考資料】

議長（会長） 他にありますか。  
なければ、これをもって議事を終了させていただきます。

## （6）その他

事務局 会長、議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆さま、議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。貴重なご意見をいただきました。私ども事務局といたしましても参考にし、富士川町計画審議会を開催していきたいと思っております。事務局からは特にありませんが、委員の皆さまから何かございますか。

ないようですので、これをもちまして、令和2年度第1回富士川町都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

## （7）閉会